

空き家対策特別措置法が令和5年12月に改正され、「管理不全空き家」が新設され、指導・勧告の対象となりました

「管理不全空き家」とは1年以上、誰も住んでいない状態の家で管理が不十分であり、今後もそのままの状態だと「特定空き家」に指定される恐れのある空き家を指します。

特定空き家

倒壊など保安上危険となる状態、著しく衛生上有害となる恐れ、著しく景観を損なっている状態、周辺的生活環境の保全のために放置することが不適切な状態。

特定空き家に指定され、改善の勧告を受け（固定資産税の優遇措置から除外）、さらに命令に違反（50万円以下の過料）すると、解体など行政代執行が行われることとなります。



管理不全空き家

令和5年12月に新設された「管理不全空き家」とは、安全性が疑われる状態、環境や衛生に悪影響を及ぼしている状態、地域のコミュニティや不動産価格に悪影響とみなされる状態、犯罪数が増加する可能性などがあり、このままだと「特定空き家」に指定されてしまう空き家。

「管理不全空き家」に指定され、改善されない場合は、固定資産税を減額する優遇措置を受けられなくなります。

空き家